

平成19年度

行政改革の推進について

平成19年2月

富山県行財政改革推進本部

## 目 次

第1 平成19年度に取り組む行政改革の基本的な考え方 ..... 1

第2 平成19年度に実施する主な行政改革 ..... 3

I 簡素効率化の推進と新たな政策課題に対処するための組織整備 ..... 3

I-2 試験研究機関の見直し ..... 11

II 公の施設の見直し ..... 13

III 人件費の抑制 ..... 17

IV 職員の能力・資質向上と意識改革 ..... 19

V 事業の点検・見直し ..... 20

VI 外郭団体の見直し ..... 24

VII 県民参加と地方分権の推進 ..... 27

### ○ 附属資料

別表第1 組織機構の見直し内容 ..... 29

別表第2 事務事業の見直しにおける主なもの ..... 35

# 第1 平成19年度に取り組む行政改革の基本的な考え方

本県財政については、平成16年度における国の地方交付税等の大幅な削減のほか、公債費や福祉・医療関係費の増大等により、平成17年度の予算編成前の段階で約400億円の財源不足が見込まれるなど非常に危機的な状況にあった。

このため、平成17年度を、「財政再建元年」と位置づけ、職員給与の臨時的削減、職員数の削減(平成17年度から5年間で一般行政部門の職員数の一割削減、その後、さらに集中改革プラン(平成18年7月策定)により、平成18年度から5年間で教員、警察官を含め全職員の5.2%、861人(平成17年度から6年間で1,000人)の削減)等を行うこととした。また、富山県行政改革推進会議を設置し、その提言を踏まえつつ、スリムで効率的な県政の実現を目指し、公の施設や外郭団体の見直し、事業や補助金等の見直し、縮減、公債費の平準化などの行財政改革にスピード感をもって積極的に取り組み、平成18年度予算編成後の段階で財源不足を約180億円まで縮減した。

平成19年度においては、歳入では県税収入が増加するものの、地方交付税等が減少する見込みであり、歳出では福祉・医療関係経費や退職手当、新幹線整備事業負担金が増加することなどから、昨年11月時点で、約190億円の財源不足が生じるものと見込まれた。

さらに、国の方針財政対策において、地方交付税と臨時財政対策債の合計額が約1兆円の大幅減となり、総務省の8月仮試算と比べてもさらに約0.8兆円減額されたことなどから、県税の増加等を見込んでも、財源不足が約230億円に拡大する見込みとなった。

県行政改革推進会議からは、平成17年9月1日に公の施設3施設と外郭団体の1事業を廃止すべきとする緊急提言が出され、平成18年1月20日には、公の施設11施設と外郭団体3団体の廃止を検討すべきなどとする第一次提言が出された。また、同年8月29日には、公の施設3施設の廃止と県単独補助金の見直しについて第二次提言が出され、さらに、平成19年1月24日には外郭団体2団体の廃止と試験研究機関や事務事業の見直しについて第三次提言が出された。

県としては、財政の健全化の早期実現に資するため、これらの提言や集中改革プランを踏まえて、公の施設、外郭団体、試験研究機関等の徹底した見直し、組織の簡素

化・効率化、職員数等の適正化等を積極的に推進していくことが求められている。

また、平成19年度予算編成についても、県税等の歳入の確保に努めるとともに、歳出面では、引き続きマイナス・シーリングを設定し、財政再建の努力を継続する一方で、少子・高齢化と人口減少時代の到来など、我が国及び県政を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中で、「活力」、「未来」、「安心」を柱とする「元気とやま」の創造に向け、緊要度の高い事業については政策の選択と集中の考え方立ち、戦略的に取り組んでいくことが必要である。

以上の認識に立って、県民、県議会、市町村及び関係団体等の理解と協力を得ながら、行政改革を推進し、県民の期待に応えられる県財政の健全化の実現を図る。

# 第2 平成19年度に実施する主な行政改革

## I 簡素効率化の推進と新たな政策課題に対処するための組織整備

### 1 基本的な考え方

経済社会情勢の変化に対応し、県民の目線に立ち現場のニーズを踏まえたスピード重視の県政を進めるため、簡素・効率化の観点から県の組織機構を見直す。このため、各課に共通する旅費や物品購入等の内部管理事務について、専任組織(総務会計課)の設置により共通事務の効率化を図る。

また、地方自治法の改正に伴い、出納長制度を廃止し、会計管理者を置く。

さらに、新たな政策課題や県政の総合的な取り組みが必要な課題に戦略的かつ迅速に対応するため、知事政策室、経営管理部、厚生部、教育委員会などについて、それぞれ必要な体制の整備を図るほか、事業の進捗や県民ニーズの変化等にあわせ、組織の見直しを行う。

### 2 平成19年度の主な実施内容

#### 主なポイント

- 1 地方自治法の改正に伴い、出納長制度を廃止するとともに、会計管理者を設置
- 2 地域振興の推進など新たな政策課題や県政の総合的な取り組みが必要な課題に対応するため、知事政策室の機能充実と再編
- 3 地方分権改革の諸課題への対応、物流戦略の推進、教育行政の見直しと充実のための体制整備
- 4 医療の充実を図るための医師・看護職員確保対策の強化、医療制度改革への対応及び中央病院の充実
- 5 各課に共通する内部管理事務の集約化のための専任組織の設置及び本庁各部局における内部管理事務の実施体制の見直し

#### (1) 出納長制度の廃止

地方自治法の改正<sup>\*</sup>に伴い、平成19年3月末で出納長制度を廃止し、新たに一般職の会計管理者を置く。

※ 平成18年6月公布

#### (2) 新たな政策課題や県政の総合的な取り組みが必要な課題に対応するための推進体制の整備－知事政策室の機能充実と再編

##### ① 地域振興の推進体制の強化

交流人口の拡大や定住促進、「とやまブランド」の育成強化などの県の重点課題について市町村と連携しつつ、一層強力に取り組むため、知事政策室の「地域振興班」を拡充強化し、同室に新たに「地域振興課」を設置する。

同課には、地域資源を活かしたとやまブランドの育成や市町村の取り組みに対する支援を行う「地域資源・ブランド係」と定住促進や交流人口の拡大のための施策を行う「定住・交流促進係」を設置する。

##### ② 特定重要政策担当参事の再編

特定重要政策担当参事が所管する特定重要政策課題について、見直しを行うとともに

に、参事3人体制を参事2人体制とする。

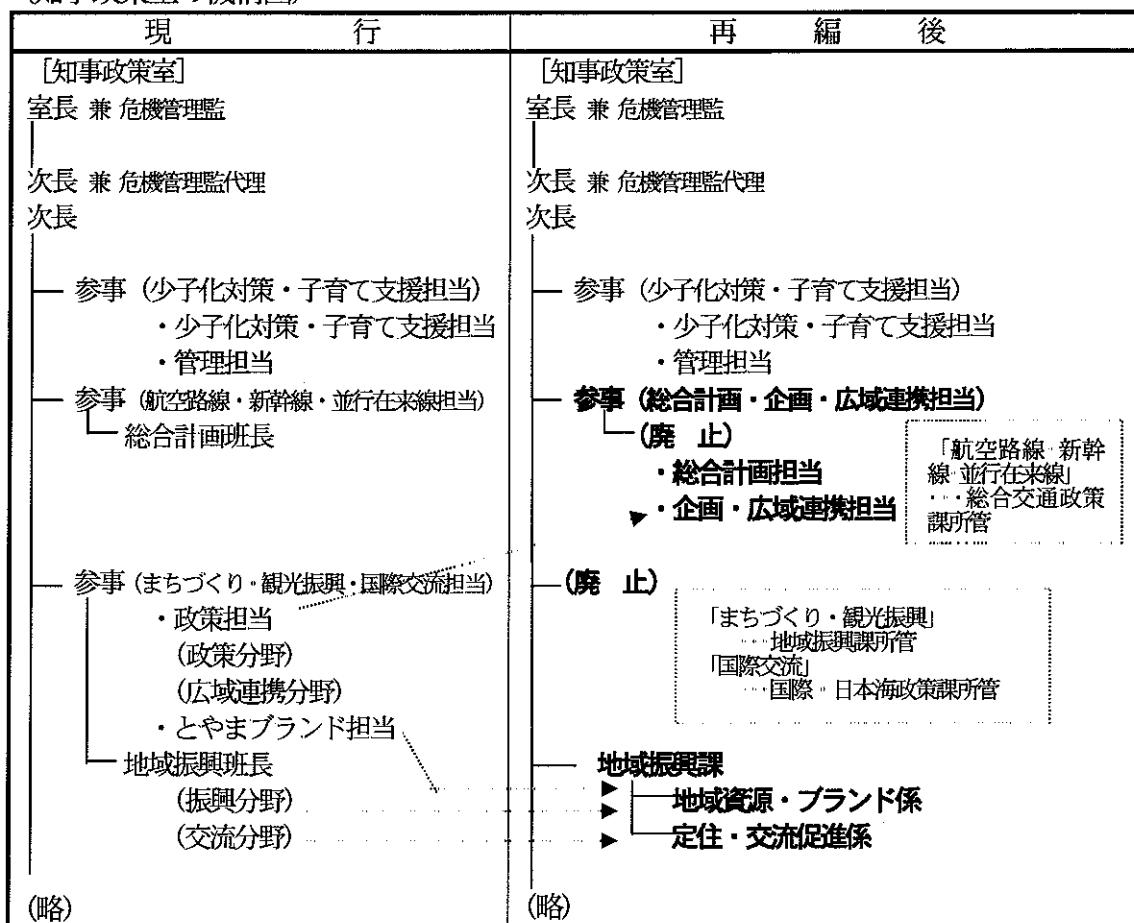
### ③ 総合計画班の改組

新総合計画の策定業務の終了に伴い、総合計画の着実な推進を図る新マネジメントシステムや国土形成計画広域地方計画等への対応のため、知事政策室の総合計画班を「総合計画担当」に改組する。

### ④ 消防の広域化促進及び防災拠点施設・消防学校整備のための体制強化

市町村消防本部の広域化を促進するため、消防・危機管理課に消防広域化担当主幹（課長級）を新たに配置するとともに防災拠点施設・消防学校整備担当職員を増員する。

(知事政策室の機構図)



### (3) 地方分権改革の推進のための体制強化

地方分権の推進、道州制論議、日本自治学会開催など地方分権改革の諸課題に対応するため、経営管理部に地方分権担当参事及び担当主幹を新たに配置するとともに、担当職員を1名配置する。

### (4) 医師・看護職員確保対策の強化のための体制強化

医師・看護師の確保対策事業を総合的かつ強力に推進するため、医務課に「医師・看護職員確保対策班」を設置し、管理係を廃止する。

## (5) 医療制度改革への対応に伴う体制整備

医療制度改革への対応や医療保険者及び保険医療機関への指導体制の一元化を図るため、厚生企画課の「国保指導係」、「国保医療係」及び高齢福祉課の「保健医療係」を再編し、厚生企画課に「医療保険班」を新たに設置する。

## (6) 物流戦略の推進体制の整備

物流戦略を総合的に展開するため、経済交流促進、ポートセールスを担当している立地通商課の経済交流係を「物流通商班」に改組する。

## (7) 教育行政の見直しと充実のための体制整備

県立学校の再編整備等の教育改革の推進や県立学校及び小中学校を取り巻く様々な課題に対応するための体制の強化、さらには、児童をはじめ県民の健康・スポーツの推進を図るため、教育企画課、学校教育課、福利保健課及びスポーツ課の4課を次のとおり再編する。

① 県立学校の再編整備等の教育改革の推進や児童生徒等の障害に適切に対応した「特別支援教育」の推進など県立学校全体について総合的な県立学校教育を推進するため、学校教育課を改組し、「県立学校課」を新たに設置するとともに、教育企画課の教育改革推進班を移管する。

これに伴い、教育企画課には、教育重点施策の企画立案及び総合調整を担当する「企画係」を新たに設置する。

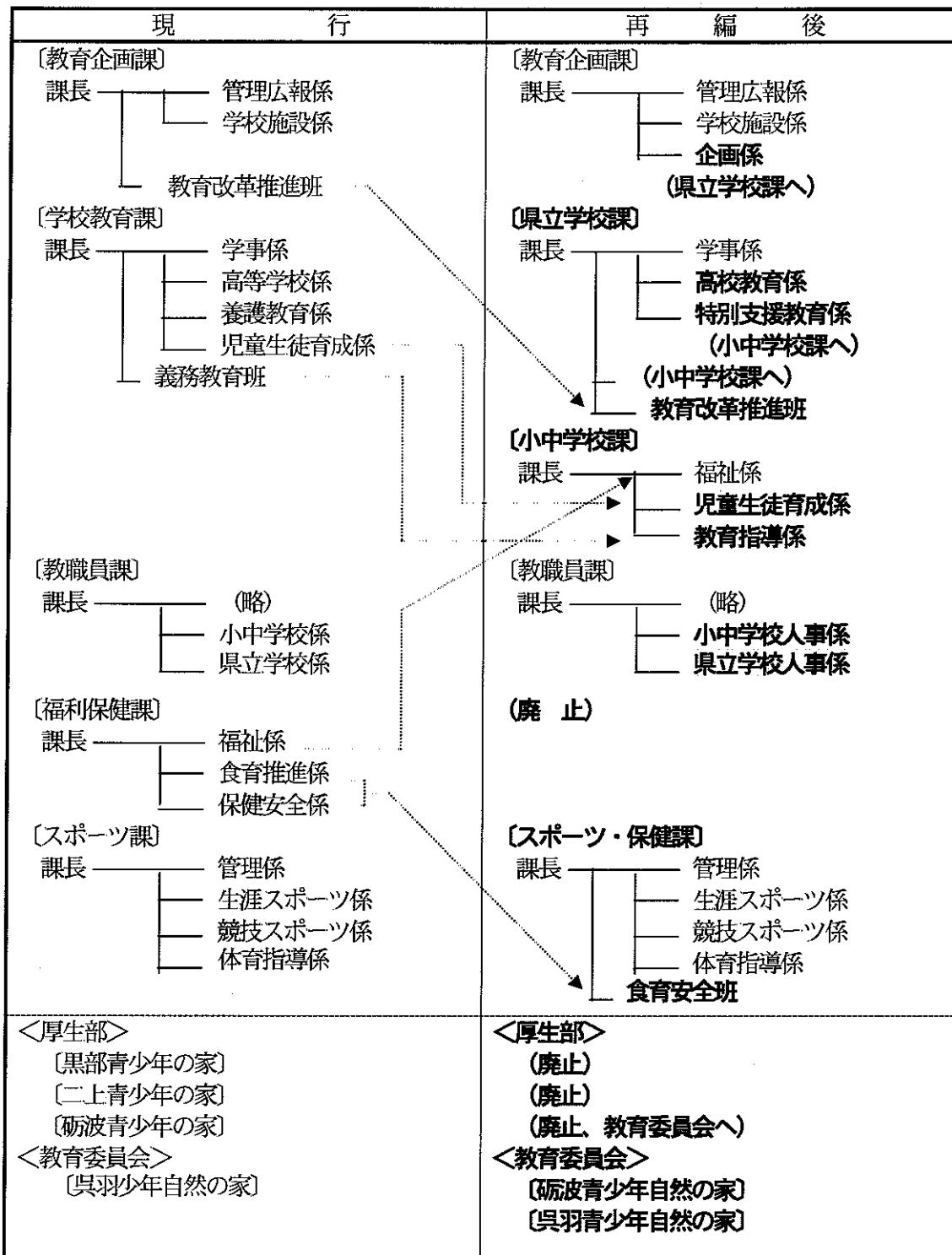
② 学力向上のための事業の推進やいじめ問題など小中学校教育のあり方があらためて議論される中で市町村教育委員会や小中学校に対する支援体制のより一層の充実を図り、本県教育水準の維持向上を目指すため、「小中学校課」を新たに設置する。

③ 食育分野を含め、健康・スポーツ分野の事業を総合的に推進するため、福利保健課とスポーツ課の関連業務を集約し「スポーツ・保健課」を新たに設置するとともに、食育の推進及び児童生徒の安全確保対策の強化を図るため「食育安全班」を設置する。

④ この再編に併せ、教職員課の小中学校係、県立学校係の名称をそれぞれ「小中学校人事係」、「県立学校人事係」に変更する。

⑤ 青少年育成施設の管理を一元化するため、従来、厚生部（児童青年家庭課）が所管していた青少年の家の管理事務を教育委員会（生涯学習・文化財室）に移管するとともに、「砺波青少年の家」の名称を「砺波青少年自然の家」に、「呉羽少年自然の家」の名称を「呉羽青少年自然の家」に変更する。

なお、二上青少年の家、黒部青少年の家及び利賀少年自然の家については、平成19年3月末で用途廃止する。



## (8) 会計管理者の設置及び共通事務効率化に伴う出納事務局の見直し

### ア 会計管理者の組織

出納長制度の廃止及び共通事務\*効率化に伴う体制整備のため、出納長のもとに設置していた出納事務局を再編し、新たに設置する会計管理者のもとに「出納局」を置く。

\* 各課に共通する旅費計算や物品購入等の内部管理事務

### イ 共通事務を一元的に行う専任組織の設置

共通事務を一元的に処理するため、会計課を改組し、共通事務の専任組織である「総務会計課」として設置する。

総務会計課には、旅費などの各種支払を集中的に行う「総務係」、諸手当の認定など職員の給与支給・共済関係の業務を行う「審査認定係」を新たに設置するとともに、会計課の「用度管理係」と合わせて3係体制とする。

総務会計課の設置に併せ、会計課にあるシステム管理係及び国費の出納業務を出納課へ移管し国費係を廃止する。

#### ウ 本庁各課における共通事務の実施体制の見直し

本庁各課の共通事務を専任組織である総務会計課、各部局の連絡課に集約するとともに一部の業務を職員各自が直接行うこととするなど、共通事務の分担を整理した上で、連絡課と各課の人員体制を見直し、これまで各課に配置していた共通事務担当職員を削減する。(平成20年度当初までに30名を削減)

##### <参考> 共通事務効率化に伴う費用対効果等について

###### I 費用対効果

- 初期経費 ; システム開発費、初度調弁等 217百万円
- 平年ベースのコスト削減効果；人件費の減など 142百万円
- 初期経費はコスト削減効果により2か年で回収可能  
(→初期経費217百万円／年間コスト削減効果142百万円=1.5年)

###### II 人員削減効果

各課の共通事務担当を30名削減

###### III 組織の簡素化

共通事務効率化に伴う専任組織の新設及び本庁各課の共通事務担当の削減に伴う係の再編により全体で4係を削減

#### (共通事務効率化に伴う組織の見直し)

現 行	再 編 後
<p>&lt;出納事務局&gt;</p> <p>検査室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>─会計検査班</li> <li>─工事検査班</li> </ul> <p>出納課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>─総務支払係</li> <li>─審査係</li> <li>─資金決算係</li> </ul> <p>会計課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>─システム管理係</li> <li>─国費係</li> <li>─用度管理係</li> </ul>	<p>&lt;出 納 局&gt;</p> <p>検査室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ─会計検査班</li> <li>▶ ─工事検査班</li> </ul> <p>出納課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>─総務支払係</li> <li>─審査係</li> <li>▶ ─資金決算係</li> <li>▶ ─システム管理係</li> </ul> <p>▶ 総務会計課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>─(出納課へ移管)</li> <li>─(廃止)</li> <li>─総務係</li> <li>─審査認定係</li> <li>─用度管理係</li> </ul>

#### (9) その他の重要施策推進のための体制整備

##### ① 芸術文化の振興

利賀芸術公園における芸術活動の充実を図るため、平成19年3月末に用途廃止する利賀少年自然の家を利賀芸術公園の施設である「利賀創造交流館」として転用する。

**② 障害者福祉の充実**

障害者自立支援法の着実な定着などを図るため、障害福祉課に担当主幹（課長級）を配置する。

**③ 中央病院の医療安全、地域連携、診療・看護体制の強化**

中央病院に、「医療安全部」を新たに設置し、現行の医療安全管理室で実施してきた医療事故対策の充実を図るとともに、新たに院内感染対策の強化にも取り組む。

また、「総合地域連携部」を新設し、地域の医療機関との連携を行いながら、外来診療や患者の入退院の効果的かつ計画的な実施に努め、より多くの重篤な患者を受け入れやすくし、重篤患者の待機期間の縮減を図る。（看護師1名増員）

さらに、中央病院の診療体制を強化するため、放射線科の医師2名を増員するとともに、夜間の看護体制を充実するため、看護師4名を増員する。

**④ 北陸新幹線の整備促進のための体制の強化**

北陸新幹線の富山以西のルートにおける用地取得を促進するため、富山県土地開発公社に用地取得担当職員を新たに8名派遣（うち2名は平成19年1月配置）するとともに、新幹線・駅周辺整備課新幹線建設班と富山県土地開発公社の用地部門との連携の強化を図る。

**⑤ 伏木富山港周辺地区における安全確保体制の強化**

伏木富山港周辺地区に重点をおいた安全確保体制の強化を図るため、県警察本部生活安全部に伏木富山港地区の捜査に専従する組織として「伏木富山港地区特別捜査隊」を新たに設置する。

**⑥ 観光課の組織体制の見直し**

国際観光業務の拡大に伴い広域国際観光係の担当業務を国際観光に特化することとし、広域国際観光係の名称を「国際観光係」に変更する。

**⑦ 出先機関の見直し（試験研究機関を除く）**

**ア 県立大学**

勤労観や職業観を育てるキャリア教育をより組織的・体系的に進めるため、県立大学の附属施設として新たに「キャリアセンター」を設置する。

**⑧ 行政課題への的確な対応**

上記のほか、変化する行政需要に的確に対応するため、人員を重点的に配置する。

課名	配 置 理 由	増員人員
財政課	交付税等の財源確保に向けた財政分析などのための増員	1名
健康課	保健衛生政策の調整を図るための増員	1名
総合衛生学院	生徒数の増加に対応するための看護教員の増員	2名
名古屋事務所	中部広域観光推進協議会への派遣に伴う増員	1名
森林政策課	「水と緑の森づくり税」関連事業の推進のための増員	2名
スポーツ・保健課	全国スポーツレクリエーション祭開催準備に伴う増員	2名

## (10) 組織の簡素化、効率化のための見直し

### ① 流杉老人ホーム、長生寮の民間移管

県立社会福祉施設のあり方懇談会報告（平成17年8月）において、速やかに民間移管すべきとされた流杉老人ホーム及び長生寮については、平成19年3月末で廃止し、それぞれ、平成19年4月に民間移管する。

### ② 職業能力開発校の見直し

多様な職業訓練ニーズに的確に対応し、県全体を踏まえた効果的な職業訓練を実施するため、技術専門学院と3職業能力開発センター（富山、黒部、福野）を統合し、技術専門学院を設置する。[本校及び2分校(新川センター、砺波センター)]

### ③ 企業局の組織体制の見直し

- ・県営スキー場事業の廃止等に伴う残余業務の終了に伴い、経営管理課の地域開発係を廃止し、管財係に統合する。
- ・電力自由化の進展に対応するため、井田川発電管理所を発電総合管理所に改組し、庄東発電管理所を発電総合管理所に統合するとともに、上市川発電管理所を発電総合管理所上市川支所とし、組織のスリム化と業務の効率化を図る。

### ④ 共通事務効率化等に伴う小規模係の統合

共通事務の効率化等に伴い行政運営の効率化を図るため、各課の小規模係を統合する。

課名	統合後の係名	統合前の係名
くすり政策課	「企画・薬事係」	「企画係」、「薬事係」
建設技術企画課	「建設業係」	「業務係」、「建設業係」
砂防課	「砂防係」	「業務係」、「砂防係」
営繕課	「営繕係」	「業務係」、「営繕第一係」、「営繕第二係」

## (11) その他の見直し

### ① 大学、試験研究機関への地方独立行政法人制度導入の検討

県立大学や工業技術センターなど試験研究機関における地方独立行政法人制度導入の効果、コスト等に関して引き続き検討を進める。

### ② 審議会等の見直し

ア 審議会等のあり方を見直し、社会経済情勢の変化により必要性が低下したもの、所期の目的を達成したものなどについて、引き続き廃止または統合を行う。

平成19年2月現在 102審議会等※ (9増10減)

(平成18年2月 103審議会等) ※法令必置の審議会等を除く

イ 審議会等への女性の参画を促進する。

達成目標：平成27年度末における女性委員の割合が40%

平成19年2月1日現在 33.9%

平成18年6月1日 32.4%

(平成17年6月1日 30.7%)

ウ 県民の県政への参画をより一層促進するため、委員公募を拡充する。

平成19年2月現在 30審議会等(22.1%)で39名

(平成18年2月 29審議会等(20.9%)で38名)

### 3 組織機構の見直し結果（知事部局）

#### （1）行政組織の状況

今回、組織機構の見直しを行うことにより、平成19年度の知事部局（本庁）の行政組織数は8部局55室課29班176係となり、平成18年度に比べて、1課、1班の増、7係の減となる。

平成18年度				平成19年度			
部局名	室課	班	係	部局名	室課	班	係
知事政策室	5	5	14	知事政策室	6	3	16
経営管理部	8	3	29	経営管理部	8	3	29
生活環境文化部	6	2	15	生活環境文化部	6	2	15
厚生部	8	3	28	厚生部	8	5	23
商工労働部	7	1	17	商工労働部	7	2	16
農林水産部	8	8	28	農林水産部	8	8	28
土木部	10	5	39	土木部	10	5	35
出納事務局	3	2	6	出納局	3	2	7
8部局	55	29	176	8部局	56	30	169
					(+1)	(+1)	(△7)

#### （2）組織機構の見直し等に伴う定数の増減

組織機構の見直しに伴う人員体制は、知事部局において△52人となる。

組織に 機構に 構う の人 見員 直配 し置	増員要素		減員要素	
	地域振興課の設置	11	知事政策室の体制見直し	△14
	医師・看護師確保対策の強化	2	青少年の家の移管、廃止	△10
	中央病院の体制強化	7	共通事務の実施体制見直し	△30
	流杉老人ホーム民間移管に伴う派遣	45	流杉老人ホームの民間移管	△64
	物流戦略の推進	1	職業能力開発校の見直し	△10
	北陸新幹線の整備促進	8	小規模係の統合	△3
	出納事務局の再編	5		
	小計	79	小計	△131

#### 《注》 ①組織機構の見直し以外の人員体制について

- ・新たな行政課題への対応のための増員 15人
- ・各種業務の見直し等のための減員 △62人
- ・合 計 △47人

#### ②全体の人員体制について

組織機構の見直し△52人、新たな行政課題への対応及び各種業務の見直し等△47人を合せて、平成19年度の知事部局の定数については、減員△99人となる。

③この他に欠員等が△20人見込まれることから、平成19年4月1日現在の一般行政部門の人員見込みについては△119人となる。（P17「集中改革プランの進捗状況」参照）

## I – 2 試験研究機関の見直し

### 1 基本的な考え方

試験研究機関の見直しについては、推進会議の第三次提言の内容を踏まえ、実施にあたっての課題等を整理しながら、早期に取組みが可能なものから順次実施していく。

### 2 平成19年度の主な実施内容

#### 主なポイント

- 1 農林水産関係の4機関については、平成20年4月の統合に向けて、各機関の連携強化や体系的な試験研究を展開できる効果的な体制の構築、企画・調整力を充実強化するための仕組み作り等を検討
- 2 各機関に共通する提言事項や個別機関ごとの固有の提言事項については、実施にあたっての問題点等を整理し、実施可能なものから順次実施

推進会議の第三次提言において指摘のあった各機間に共通する事項及び個別機関ごとの固有の事項については、実施にあたっての課題等を早期に整理して、実施可能なものから順次実施することとし、平成19年度は次のとおり対応する。

#### (1) 農林水産関係4機関の統合の検討

組織の大括りについての提言があった、食品研究所、農業技術センター、林業技術センター及び水産試験場の農林水産関係4機関については、平成20年4月の組織統合に向けて、各機関の連携強化や体系的な試験研究を展開できる効果的な体制の構築、企画・調整力を充実強化するための仕組みづくり等の検討を進める。

#### (2) 共通的課題への対応

提言のあった次の4項目について、次のように対応する。

課題	提言を踏まえた主な検討、実施内容
ア 役割の明確化と業務の重点化	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大学や国・他県、産業界との連携強化と適切な役割分担による県機関としての機能充実と生産性の向上</li><li>・ 県民や産業界に役立つ試験研究業務への重点化をより一層図るための外部評価制度の強化</li></ul>
イ 組織の簡素化・効率化	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務の重点化や民間委託等の拡大による簡素で効率的な組織、人員体制の整備</li><li>・ 高度化、複雑化する専門知識を有する人材確保のための外部の人材活用</li></ul>
ウ 外部資金の積極的な導入	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国等が実施する競争的外部資金のより積極的な導入</li><li>・ 受益と負担の原則に応じた設備機器の使用料や依頼試験等の手数料の見直し</li></ul>
エ 県民への適時適切な情報提供と成果の還元	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県民等を対象とした施設見学会等の説明機会の拡充やホームページ等を活用した研究成果の積極的な情報発信</li><li>・ 研究成果の迅速かつ効率的な普及</li></ul>

### (3) 機関別課題への対応

個別具体的に提言のあった9機関においては、次のように対応する。

機関名	提言を踏まえた主な検討、実施内容
環境科学センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化、高度化する環境問題に適切に対処するため、研究テーマに応じた専門能力を有する人材の確保</li> </ul>
衛生研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康危機管理体制の強化のための人材の確保</li> <li>・分析業務の外部委託推進のための条件整理</li> </ul>
薬事研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬事法改正等に対応した業務への重点化（ジェネリック医薬品品質試験や富山オリジナルブランド医薬品開発の支援など）</li> </ul>
工業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造現場からの多様化、専門化したニーズ等に即応できる能力を有する人材の確保</li> <li>・技術講習会、研究発表会等による保有する研究成果等の積極的な利用促進</li> <li>・企業等との共同開発に対する関与の度合いに応じた対価の県への還元方策の検討</li> </ul>
総合デザインセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等との共同開発に対する関与の度合いに応じた対価の県への還元方策の検討</li> </ul>
食品研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同開発を行った成果の積極的な情報発信</li> <li>・企業等との共同開発に対する関与の度合いに応じた対価の県への還元方策の検討</li> </ul>
農業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圃場を効率的に管理する体制の整備</li> </ul>
林業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の公益的機能の維持、向上に向けた試験研究への重点化（里山林の整備やスギ人工林の針広混交林化のための管理技術の確立など）</li> <li>・県民への森林等の機能の周知（冊子の作成等）</li> <li>・本格的伐採期を迎える県産スギ活用研究への重点化（県産スギ内装材、外装材の開発など）</li> </ul>
水産試験場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業調査船の運航状況に応じた効率的な運用体制</li> </ul>

## II 公の施設の見直し

### 1 基本的な考え方

公の施設の見直しについては、推進会議の緊急提言、第一次提言、第二次提言及び第三次提言の内容を踏まえ、平成18年度に引き続き施設の廃止、規模・機能等の見直しを実施する。

また、指定管理者制度を活用し、より一層のサービス向上と経費の節減を図る。

### 2 平成19年度の主な実施内容

#### 主なポイント

- 1 県立社会福祉施設のあり方懇談会報告で速やかに民間に移管すべきとされた2施設を平成19年4月に民間移管
- 2 第一次提言で廃止を検討すべきとされた11施設のうち、3施設を平成20年3月末で廃止し、規模・機能等を検討すべきとされた16施設のうち、8施設については、平成19年度において、運営体制や業務の見直し等により人員や経費の節減等を実施
- 3 第二次提言で廃止すべきとされた二上青少年の家等3施設については、平成19年3月末で廃止
- 4 第三次提言で市町村への移管を検討すべきとされた1施設については、地元市と移管に向け協議
- 5 指定管理者制度の活用による県民サービスの向上と経費の削減

#### (1) 緊急提言への対応

県立社会福祉施設のあり方懇談会報告（平成17年8月）を受け、緊急提言においてもその趣旨を尊重し、速やかに民間移管すべきとされた流杉老人ホーム及び長生寮については、平成19年3月末で廃止し、それぞれ平成19年4月に民間移管する。（再掲）

※ 県営スキー場、山野運動広場、青年の山研修館については既に廃止済み（平成18年3月末）

#### (2) 第一次提言への対応

推進会議の第一次提言において提言のあった31施設については、次のとおり対応する。

##### ① 廃止を検討すべき施設（11施設）

・次の3施設については、平成20年3月末で廃止することとし、関係機関との調整を進める。

ITセンター（情報工房）、木材利用普及センター、国際交流センター

・次の5施設については、引き続き検討を行う。

ゴルフ練習場、県営富山駐車場、県営高岡駐車場、樅平ビジターセンター、大境ビジターセンター

※ 青少年の家及び少年自然の家5施設のうち、第二次提言で廃止が提言された3施設の対応については、第二次提言への対応欄に記載。

## ② 規模縮小・廃止を検討すべき施設（1施設）

花総合センターについては、当面、機能や規模の縮小を検討するとともに、施設の廃止も含めて関係機関と引き続き協議、検討を行う。

## ③ 民間への移譲を検討すべき施設（2施設）

健康増進センター、富山中央駐車場については、譲渡の課題や条件等について引き続き検討を行う。

## ④ 規模・機能等を検討すべき施設（16施設）

各施設に対する提言の趣旨を踏まえて、次のとおり対応する。

### ア 平成19年度において見直しを実施するもの（8施設）

施設名	見直しの内容
技術専門学院、職業能力開発センター（富山、黒部、福野）計4施設（再掲）	<ul style="list-style-type: none"><li>4施設の統合による職員の削減</li><li>訓練科目の見直し、企業ニーズの把握、関係機関との連携などコーディネート機能の強化</li></ul>
生涯学習カレッジ（本部、3地区センター 計4施設）	<ul style="list-style-type: none"><li>平成18年度に引き続き、運営体制の見直しによる職員の減</li><li>夏季講座の削減など事業内容の見直し</li></ul>

### イ 具体的な対応を引き続き検討するもの（1施設）

施設名	検討の内容
保育専門学院	・保育士の需給状況に応じた定員の縮小等の見直し

※ 次の7施設については、平成18年度に規模・機能の見直しを実施

- ・公文書館 図書館との総務部門の統合による職員の削減
- ・国際健康プラザ、太閤山ランド、 指定管理者制度の導入に際し、業務を見直し経費を  
総合運動公園、立山山麓家族旅行 節減  
村、中央植物園、県営住宅

※ 市町村への移管を検討すべきとされた、とやま・ふくおか家族旅行村については、高岡市へ移管済み（平成18年4月）

## （3）第二次提言への対応

推進会議の第二次提言で廃止すべきとされた青少年の家及び少年自然の家5施設のうち3施設（二上青少年の家、黒部青少年の家、利賀少年自然の家）は、平成19年3月末で用途廃止する。（再掲）

なお、これらの3施設のうち、二上青少年の家については高岡市へ、黒部青少年の家については黒部市へ、平成19年4月に施設を無償譲渡するとともに施設整備等に対し助成するほか、当面の施設の円滑な運営等に資するため人的支援を行う。

また、利賀少年自然の家については、利賀芸術公園における芸術活動の充実を図るため、平成19年4月に利賀芸術公園施設である「利賀創造交流館」に転用する。（再掲）

## （4）第三次提言への対応

推進会議の第三次提言において、提言のあった3施設については、次のとおり対応する。

- ① 市への移管を検討すべき施設（1施設）  
桂湖野外活動施設については、移管に向けて南砺市と協議を進める。
- ② 運営方法の改善を検討すべき施設（1施設）  
立山荘については、平成20年度を目途に、指定管理者制度を導入するとともに料金体系を見直すなど、経営改善を図る。
- ③ 施設・設備の改善を検討すべき施設（1施設）  
総合衛生学院については、定員充足率を高め、県内における看護師不足の解消に対応するため、リフレッシュ工事（～平成20年度）や教材・備品の充実（～平成20年度）を図るなど、魅力ある学院づくりを進める。

## （5）指定管理者制度

### ① 指定管理者の選定状況

本県では、現在65施設において指定管理者制度を導入している。

このうち、平成18年度末をもって指定期間が満了となる3施設（呉羽青少年自然の家、砺波青少年自然の家、薬業研修センター）について、指定管理者の選定を行い、砺波青少年自然の家において、新たに民間事業者を選定した。

この結果、平成19年度の指定管理者の内訳は、県の外郭団体が36施設、民間事業者等が12施設、公共的団体（体育協会等）が11施設、市が2施設となり（平成19年4月1日現在、制度導入施設：61施設）、指定管理者に占める民間企業等の割合は19.7%となる（平成18年4月、同16.9%）。

（民間企業等が指定管理者となっている施設の割合）

	導入施設数 a	指定管理者		b/a
		民間企業等 b	その他	
H18	65施設	11施設	54施設	16.9%
H19	61施設	12施設	49施設	19.7%

また、指定管理者制度の導入による平成19年度の管理経費は、制度導入前の平成17年度の予算額に比べ、11億2千3百万円（△11.7%）の削減となる。（このうち、平成18年度に公募を実施した3施設の平成19年度の管理経費は、平成18年度管理経費と比べ更に6百万円（△5.2%）の削減となる。）

### ② 制度導入による県民サービスの向上

制度導入時に指定管理者から提案のあった県民サービスの向上については、引き続き実施するとともに、平成19年4月から新たに次のとおり実施する。

#### ア 休館日の縮減や開館時間等の拡大

- ・ITセンターのマルチメディア情報施設において、利用者の希望に応じた開館時間の延長、マルチメディア研修講座の休日開講
- ・有峰森林文化公園の有峰ハウスの供用期間の延長

有峰ハウス 6/1～10/31 → 6/1～11/4

#### **イ サービス内容の充実**

- ・高岡文化ホール、新川文化ホールでの受付窓口におけるワンストップサービス（看板制作、花の手配、荷物の宅配などの受付）の開始

#### **ウ 施設の新たな活用によるイベント等の開催**

- ・岩瀬スポーツ公園における冬季イルミネーションの実施
- ・太閤山ランドにおけるカブトムシ繁殖地の造成

#### **③ 指定管理者の管理業務の実施状況の検証**

県では全ての指定管理者に、施設の管理業務に関する事業評価の実施を義務付けており、各指定管理者が利用者アンケートや自己評価、第三者による評価や利用者懇談会の開催等を実施することとなっている。

事業年度（平成18年度）終了後に指定管理者から提出される事業報告書やこれらの評価結果の報告を踏まえ、適正な施設管理が実施され、住民サービスの向上が十分図られているか検証を行い、これらの結果を今後の業務改善に生かしていくこととする。

### III 人件費の抑制

#### 1 基本的な考え方

県を取り巻く極めて厳しい行財政環境を踏まえ、平成17年2月に策定した定員適正化計画及び平成18年7月に策定した集中改革プランに基づき職員数の削減に努める等、引き続き、簡素で効率的な行政運営に徹することとする。

また、財源不足に対応するために、平成17年4月から実施している給料の臨時的な減額措置を平成19年度も継続する。

#### 2 平成19年度の主な実施内容

##### 主なポイント

- 1 集中改革プランに基づき5年間で教育、警察部門などを含め職員総数の5.2%を削減（平成19年4月で311人（1.9%）を削減する見込み）
- 2 職員等の給料の臨時的な減額措置の継続

##### （1）集中改革プラン等に基づく職員数の適正化

県全体として、積極的な定員管理に努め、平成22年4月までに定員の5.2%の削減を目標として取組みを進める。

一般行政部門については、平成17年2月に策定した定員適正化計画（平成16年度の職員数4,159人を基準として、平成21年度までの5年間に、10%△416人削減）を踏まえ、一層の職員数の適正化に努める。なお、平成21年度から平成22年度までの1年間については、定員適正化計画に準じ、積極的な定員管理を行うこととする。（平成17年度から22年度までの5年間で10.3%の削減）

教育・警察など特別行政分野や公営企業等においては、法令等による職員配置基準に留意しながら、一般行政部門における削減の考え方を参考に定員の適正化に努める。

※ 集中改革プラン（定員管理）の進捗状況

（各年4月1日現在、単位：人）

	平成17年	平成18年	平成19年 (見込み)	平成20年	平成21年	平成22年	計 (見込み)	目標
一般行政部門	4,080	3,982	3,863					3,658
増減数		△98	△119				△217	△422
増減率	(基準)	△2.4%	△2.9%				△5.3%	△10.3%
教育部門	9,396	9,344	9,256					8,991
増減数		△52	△88				△140	△405
増減率	(基準)	△0.6%	△0.9%				△1.5%	△4.3%
警察部門	2,194	2,254	2,263					2,235
増減数		60	9				69	41
増減率	(基準)	2.7%	0.4%				3.1%	1.9%
公営企業等	1,031	1,025	1,008					956
増減数		△6	△17				△23	△75
増減率	(基準)	△0.6%	△1.6%				△2.2%	△7.3%
合計	16,701	16,605	16,390					15,840
増減数		△96	△215				△311	△861
増減率	(基準)	△0.6%	△1.3%				△1.9%	△5.2%

注： 警察部門については、平成17年4月1日現在で、警察官38名、その他3名、計41名の欠員があり、この欠員補充の影響を除けば、警察官+20名、その他△20名で、警察部門としては増減なしとなる。  
なお、平成19年度以降の警察官の目標については、今後、政令改正等により、変動する場合がある。

※定員適正化計画の進捗状況							(各年4月1日現在、単位：人)	
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年 (見込み)	平成20年	平成21年	計 (見込み)	目標
職員数(一般行政部門)	4,159	4,080	3,982	3,863				3,743
増減数		△79	△98	△119			△296	△416
増減率	(基準)		△1.9%	△2.4%	△2.9%		△7.1%	△10.0%

注：上記の見込みについては、今後の採用者、退職者の動向や関係団体等への派遣状況、人事異動等によって変動するものである。

#### (2) 特別職の給料について一定期間の減額措置の継続

- ・期 間：平成17年4月～平成20年3月
  - ・削減率：知事 △10%、 副知事、出納長※、常勤監査委員、教育長 △7%
- ※ 出納長は平成19年3月まで

#### (3) 一般職の給料について一定期間の減額措置の継続

- ・期 間：平成17年4月～平成20年3月
- ・削減率：管理職 △5%、 その他の職員 △3%

#### (4) 早期勧奨退職制度の実施

平成17年度から対象者を40歳以上に拡大した早期勧奨退職制度を引き続き実施し、退職者数の平準化を図る。

## IV 職員の能力・資質向上と意識改革

### 1 基本的な考え方

質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するため、目標による管理を取り入れた仕事の進め方を定着させるとともに、能力・業績に基づいた公正な処遇を実現することにより、職員の能力開発意欲を高め、職員の業務遂行意欲を醸成する。

また、急激な時代の変化に的確に対応していくために、県民的視野、県民との協働意識に裏打ちされた、高い倫理観とコスト意識、先見性と変化への柔軟かつ迅速な対応力を備えた職員を育成する。

### 2 平成19年度の主な実施内容

#### 主なポイント

- 1 業績評価制度の実施と管理職員の勤勉手当について業績評価結果の反映
- 2 研修による職員の資質向上・意識改革及び国、民間企業等への職員派遣

#### (1) 業績評価制度の実施

一定期間における職務の目標達成度や個人の貢献度等を基本とした「業績評価制度」(平成18年10月導入)を引き続き実施し、目標による管理手法を取り入れた効率的・効果的な仕事の進め方を定着させるとともに、職員の能力向上や意欲醸成を図る。

なお、管理職員については、平成19年6月に支給される勤勉手当から業績評価結果を反映させる。

#### (2) 職員の資質向上・意識改革

職員に求められる能力を明確にするとともに、各階層を対象に、計画的に研修を開催することなどにより、職員の一層の資質向上と意識改革を図る。

効率的、効果的な職員研修のあり方について検討を進める。

#### (3) 国、民間企業等への派遣

国の機関、民間企業、海外等へ職員を引き続き派遣し、経営感覚や先進技術等を体験し、職員の意識改革と県民奉仕の精神の涵養及び行政の効率的な執行に活かすとともに、実務能力の向上や県政の重要課題の推進を図る。

## V 事業の点検・見直し

### 1 基本的な考え方

厳しい財政環境の中で、多様化する県民ニーズに応えていくため、より少ない人員・経費で質の高い県民サービスが提供できるよう、従来の仕事の進め方を根本的に見直し、積極的に改善していく。

### 2 平成19年度の主な実施内容

#### 主なポイント

- 1 全ての事務事業について点検を行い、669件の事業を見直し、約27億50百万円の節減
- 2 入札制度の改革、共通事務の効率化による業務改革の推進、ITの活用、県民の利便性の向上
- 3 企業広告、職員住宅等の駐車スペースの有料化などによる収入の確保

#### (1) 事務事業の見直し

全ての事務事業について、政策評価や予算編成などを通して点検を行った結果、669件について見直しを行った。(主要事例は別表第2参照)

これらによる節減予定額は、約27億50百万円となった。

内訳 事務事業の廃止・縮小等	559件
民間活力の導入等（指定管理者制度導入含む）	13件
業務の効率化	30件
その他	67件

#### (これまでの実績)

区分	17年度	18年度	19年度
見直した件数（件）	565	961	669
節減した額（百万円）	3,162	4,984	2,750

#### (2) 入札制度の改革

- ① 入札契約制度については、これまで公募型指名競争入札や電子入札の導入、予定価格の事前公表などの見直しを順次進めてきたが、平成19年4月からは、制限付き一般競争入札の対象を10億円以上の工事から5千万円以上の工事に引き下げることとしており、新たに設置した富山県入札契約適正化検討委員会の検討結果を踏まえて拡大を検討するなど、透明性、競争性の一層の向上を図る。
- ② 電子入札については、平成19年4月から本格運用することとし、全ての工事について、原則紙入札を廃止する。

#### (3) 業務改革の推進

推進会議の第三次提言を踏まえ、次のとおり対応する。

- ① 本庁において各課に共通する旅費や物品購入等の内部管理事務を一元的に処理するため、会計課を再編し、共通事務専任組織（総務会計課）において、集中的に処理を行う。（再掲）

- ② 県の各部局や出先機関が柔軟に判断したほうが効率的な業務については、出先機関の長の決裁権限の拡大や決裁権限の下部移譲により権限を適切に分散化し、判断のスピードアップを図っていく。

#### (4) ITの活用

- ① インターネットを利用して24時間365日各種申請や届け出等ができる、電子申請の利用拡大を図る。
- ・電子申請利用件数 18年度実績 2,347件(平成19年1月末現在)
  - ・電子申請可能な手続き数 806件(平成19年1月末現在)
- ② インターネットを活用し、法人県民税及び法人事業税の申告の受付の拡大を図るとともに、県税の滞納で差し押された物件の公売を引き続き実施する。
- ・法人県民税及び法人事業税の申告の受付 18年度実績 221件(平成19年1月末現在)
  - ・県税の滞納で差し押された物件の公売 18年度実績 5件(平成19年3月末見込)
- ③ 県のホームページを充実して、各種制度、イベント、統計データ、県からのお知らせ等の情報を発信し、引き続き県の施策に対する県民の理解を深める。
- \*県トップページへのアクセス件数  
⑯ 154,032件／月 ⇒ ⑰ 159,232件／月(平成18年4月～12月平均)
- ④ IT調達の効率化、透明化などIT調達の改革を推進するため、情報システム調達指針等に基づき、情報システム調達委員会(平成18年9月設置、委員長：情報企画監)において、IT調達の全庁的審査を実施する。
- 18年度審査実績 37件(平成19年1月末現在)

#### (5) 県民の利便性の向上

- ① 富山空港発着の飛行機の運行情報等を確認できるよう、富山空港運行情報携帯サイトを開設し、富山空港利用者の利便性の向上を図る。
- ② GIS(地理情報システム)を用いて、クマの出没情報を位置情報として電子データ化して分析し、県のホームページなどで地域住民にわかりやすく提供し、人身被害の防止及び被害防除に役立てる。
- ③ 警察署に届け出された拾得物件の情報について、インターネットによる公表を行い、拾得物の早期返還に資する。
- ④ 県立中央病院において、クリニカルパスシステム(電子カルテ)を活用し、患者にわかりやすい治療計画を的確に提供することにより患者サービスの向上に努める。
- ⑤ 従来1件ごとの申請が必要だった有料公園施設の減免を1年分まとめて申請することを可能とする。
- ⑥ 自動車税について、県内外の多くのコンビニエンスストアにおいて、24時間納付ができることにより、引き続き納税者の利便性及び納期内納付率の向上を図る。
- 18年度実績 70,498件(平成19年1月末現在)

#### (6) 民間委託の推進

推進会議の第三次提言の趣旨を最大限尊重し、次のとおり対応する。

##### ① 民間委託の導入、拡大

###### ア 自動車税に係る滞納整理業務の民間委託の導入

自動車税の滞納対策を図るため、自動車税電話催告業務を民間に委託し、県税の徵

収確保を図る。

**イ 県立大学附属図書館司書業務への民間委託の導入**

県立大学の効率的な運営を図るため、附属図書館の司書業務について、平成20年度の民間委託の導入に向けて準備を進める。

**ウ 電話交換業務の民間委託の拡大**

電話交換業務の委託業務の範囲を見直し、電話交換業務の民間委託を拡大する。

**エ 職員研修業務の民間委託の拡大**

研修の高度化・効率化と人材育成機能の強化を図るため、職員研修業務の民間委託を拡大する。

**オ 中央病院の守衛業務の民間委託の拡大**

中央病院の守衛業務について、全面的に民間委託する。

**カ Uターン就職・支援業務の民間委託の拡大**

事業の一層の推進を図るため、新たに富山Uターンセンターの窓口業務、アンテナショップでの相談業務、Iターン就職促進業務などについて、民間委託を拡大する。

**② 民間委託事業の抽出と委託事業者の発掘**

他県の実施事例や民間から募集した提案を参考に県の各種業務の内から委託等可能業務を抽出し、それを対外的に公表することにより、意欲や能力のある事業者を発掘し、民間活力導入の一層の推進を図る。

**(7) 収入の確保**

**① 企業広告の実施**

県が所有する資産（刊行物、印刷物、ホームページ、施設等）を広告媒体として活用し、県の自主財源の確保やコスト意識の徹底など職員の意識改革を図るとともに、県と企業との協働の促進や県内経済、産業の活性化を図ることを目的として、平成18年度において一部試行してきた企業広告について、平成19年度から本格実施する。

当面は次の県資産について、広告掲載を実施し、これらの実施状況を踏まえて他の資産についても順次拡大して実施していく。

**ア 刊行物等**

県が発行する広報紙やパンフレット等の刊行物に広告を掲載する。

- ・自動車税納税通知書用封筒（継続）、広報とやま（継続）、ペットと飼主のルール、中央植物園散策ガイド、シティゴルフとやまプリペイドカード 等

**イ 公の施設**

県民会館、総合体育センター、総合運動公園等の施設内の壁面や観客席等に広告を掲載する。

**ウ 県ホームページ**

県のホームページ（トップページ）ヘッダー広告を掲載する。

**② 県職員住宅等の駐車スペースの有料化**

県有財産の有効活用を図るため、平成19年4月から県職員住宅及び県公舎の駐車スペースを有料化する。（月額2,000円～4,100円）

(8) その他

① 独身寮の廃止

入居率が低下している県の職員住宅独身寮については、施設の有効活用を図るため、平成19年3月末で廃止する。

② 魚津総合庁舎電話交換台の廃止

ダイヤルイン方式による直接着信の増加に伴い、魚津総合庁舎の代表電話交換台を廃止する。

③ ESCO事業

指定管理者が導入されている県の施設及び県庁舎をはじめとする県の管理施設へのESCO事業の導入の是非について検討する。

## VI 外郭団体の見直し

### 1 基本的な考え方

外郭団体の見直しについては、推進会議の第一次提言及び第三次提言の内容を踏まえ、平成18年度に引き続き、団体の廃止や経営の改善策等を実施する。

### 2 平成19年度の主な実施内容

#### 主なポイント

- 1 第一次提言で廃止を検討すべきとされた(財)富山県いきいき長寿財団及び(財)富山県福祉事業団を平成19年3月末で廃止
- 2 第三次提言で廃止を検討すべきとされた富山県土地開発公社については、新幹線用地受託事業の終了後に、富山県住宅供給公社については、早期に廃止する方向で検討
- 3 第一次提言及び第三次提言で経営改善や事業の見直しを検討すべきとされた団体については、事業の縮小、見直し等を平成18年度に引き続き実施

#### (1) 第一次提言への対応

推進会議の第一次提言に対しては、次のとおり対応する。

##### ① 廃止を検討すべき団体（3団体）

- ・(財) 富山県いきいき長寿財団

必要な事業については(福)富山県社会福祉協議会に移管することとし、平成19年3月末で廃止する。

- ・(財) 富山県福祉事業団

指定管理者となっている二上青少年の家及び黒部青少年の家の廃止を決定したことなどにより、財団としての存在意義が薄れたことから、平成19年3月末で廃止する。

※ 立山山麓レクリエーション開発(株)については既に解散済み(平成18年3月末)

##### ② 経営改善や事業の見直しを検討すべき団体（18団体）

###### ア 平成19年度において改善等を実施する団体（10団体）

団体名	見直しの内容
(財) 富山県女性財団	・賛助会員の追加募集や一部事業の受講料の徴収などによる自主財源の確保
(財) とやま国際センター	・国際交流奨学金支給事業の支給対象の重点化(学部2~4年生の成績上位60%→10%) <平成18年度実施済事項> ・TIC日本語学校の廃止 ・国際交流奨学金支給事業の非正規生(研究生、聴講生など)への支給を廃止
(財) とやま環境財団	・県土美化推進県民会議の経費節減 ・リサイクル認定事業委託を廃止 <平成18年度実施済事項> ・ごみゼロ実践活動支援事業等の廃止

(財) 環日本海環境協力センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環日本海海洋環境ウォッチ推進事業等の経費節減 &lt;平成18年度実施済事項&gt;</li> <li>・北東アジア地域自治体連合環境分科委員会を隔年開催に変更</li> <li>・富山湾流動解析プログラム構築事業等の廃止</li> </ul>
(株) 富山県産業高度化センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行体制の見直しによる人員1名減 &lt;平成18年度実施済事項&gt;</li> <li>・役員室転用による賃貸スペースの拡張などの収入増対策</li> <li>・隣接施設（総合デザインセンター）との共同委託（清掃等）による経費削減</li> </ul>
(財) 富山会館 (赤坂会館運営事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営事業経費節減の継続</li> <li>・各種宿泊プラン、宴会プランの設定等収入増加策の実施 &lt;平成18年度実施済事項&gt;</li> <li>・管理運営事業の人件費、清掃委託料等の削減</li> <li>・料金体系の見直しや各種割引プランを活用した営業活動による収入増加策の実施</li> </ul>
富山県いきいき物産（株）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いきいき富山館」のリニューアルに合わせた、売上高増加策の取組みとアンテナショップ機能の強化</li> <li>・毎年度の経営財務分析や事務事業の見直しによる経費節減策の検討</li> </ul>
(財) 富山勤労総合福祉センター (とやま自遊館、いこいの村運営事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の経営改善策については、県、富山市及び関係施設による「勤労者福祉施設の運営に関する検討会」において総合的に検討を進めており、今後、検討会での検討結果を踏まえた売り上げ増加策や経費削減策を実施 &lt;平成18年度実施済事項&gt;</li> <li>（とやま自遊館） <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーバードホールの喫茶店の出店取止め</li> <li>・ペイテレビの導入によるメンテナンス費用の削減</li> <li>（いこいの村） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴルフパック等新商品の企画・販売</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
(社) 富山県農林水産公社 (分収造林事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公社営林経営改善検討委員会」において検討を進めしており、その結果を踏まえた対策を推進 &lt;平成18年度実施済事項&gt;</li> <li>・高利率な公庫資金の繰上償還により借入金利息を抑制</li> </ul>
(財) 富山県建設技術センター (旧(財)富山県業務公社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の公共事業執行を補完する技術支援事業の拡大 &lt;平成18年度実施済事項&gt;</li> <li>・市町村の公共事業執行を補完する技術支援事業を実施</li> </ul>

※ 平成18年度において一部見直しを実施した団体（4団体）

団体名	見直しの内容
(財) 富山県文化振興財団	・県民会館学園事業（財団自主事業）の廃止
(財) 花と緑の銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花苗、緑化苗木の配布数、行事の内容の見直し等による縮減</li> <li>・執行体制の見直しによる人員2名減</li> </ul>
(財) 富山県民福祉公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4課6事務所から2課5事務所への組織の簡素化と職員の減</li> <li>・サービス向上のための職員研修の充実・強化</li> </ul>
(財) 富山県ひとつづくり財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県助成事業を廃止・縮小し、自主事業に重点化</li> <li>・県からの職員派遣の縮小（2名減）</li> </ul>

イ 具体的な対応について引き続き検討を行う団体（4団体）

団体名	見直しの内容
(財) 富山県健康スポーツ財団	・自主事業で実施している集団検診事業の今後の方について引き続き検討
(株) 富山県総合情報センター	・平成20年3月末に情報工房を廃止することから、空スペースの活用方策や運営体制等について引き続き検討
(財) 伏木富山港・海王丸財団	・総帆展帆運営体制の効率化について引き続き検討
(財) 富山県公営企業振興団	・受託事業の見直しに合わせた組織形態の簡素化、効率化について引き続き検討

（2）第三次提言への対応

推進会議の第三次提言に対しては、その趣旨を最大限尊重し、次のとおり対応する。

① 廃止を検討すべき団体（2団体）

- ・富山県土地開発公社

先行取得した長期保有土地の処理を進め、新幹線用地受託事業の終了（平成22年頃）後に公社を廃止する方向で検討を進める。

- ・富山県住宅供給公社

未分譲資産及び保有資産の整理を進め、早期に廃止する方向で検討を進める。

② 経営改善等を検討すべき団体（1団体）

- ・富山県道路公社

＜立山有料道路事業＞

平成24年11月の有料期間終了時まで経営改善等に努め、県からの無利子借入金（立山の自然環境保全のために実施していたマイカー規制に伴う減収補填）残額の縮減を図る。

＜能越自動車道事業＞

一層の利用促進を図るとともに、効率的な維持管理により経費の削減を図り、さらなる経営改善に努めていく。

## VII 県民参加と地方分権の推進

### 1 基本的な考え方

新しい総合計画を指針として総合的・計画的な行政運営を進めるとともに、各種計画の策定や県政全般について、様々な機会、方法により県民の意見を聴き、県政に反映させる。また、ボランティア、NPOなどの行政への参画機会の拡充を図るとともに、県民の利便性の向上を進めるなど、県民が主役の開かれた県政を推進していく。

### 2 平成19年度の主な実施内容

#### 主なポイント

- 1 新しい総合計画を指針とする総合的、計画的な行政運営の推進
- 2 知事のタウンミーティング、ふれあい対話などを継続
- 3 ボランティアやNPOが活動しやすい環境づくりの推進と公的分野におけるボランティアやNPOとの協働推進
- 4 地方分権の推進、市町村への権限移譲

#### (1) 新しい総合計画を指針とする総合的、計画的な行政運営の推進

県民の視点に立って成果を上げることを重視し、県民と目標を共有する新しい総合計画を指針として、毎年度の予算に基づき施策や事業の実施を進める。

併せて、行政運営におけるPDCAサイクルの定着を図り、「目標達成のためのマネジメントシステム」の確立を図る。

政策評価については、県民の視点に立ち政策目標の達成状況を中心に検証を行うとともに、評価結果の予算へのフィードバックにより目標の着実な達成を図る仕組みとなるよう見直しを行う。

#### (2) 県民参画の継続

- ① 県民の意見を反映し、オープンでわかりやすい県政を進めるために、知事が県民の方々と直接対話する「タウンミーティング」を引き続き、県内各地で開催する。また、企業や施設、各種団体など現場で活躍している県民の方々を訪問して、直接対話する「ふれあい対話」や中小企業との対話も引き続き実施する。

※18年度実績	タウンミーティング	4回開催	約680人の県民が参加
(1月末現在)	ふれあい対話	9回開催	約210人と対話
	中小企業との対話	5回開催	約410人の経営者等が参加
	子育てミーティング	4回開催	約390人の県民が参加
	合 計	22回開催	約1,690人が参加

※知事就任以来	タウンミーティング	12回開催	約2,770人の県民が参加
	ふれあい対話	17回開催	約600人と対話
	中小企業との対話	13回開催	約1,170人の経営者等が参加
	子育てミーティング	6回開催	約429人の県民が参加
	合 計	48回開催	約4,969人が参加

- ② 「元気とやま目安箱」に電子メール、郵便、ファックス等によっていただいた意見に回答するとともに、その概要や県政への反映状況をホームページ等で公表する。

※18年度実績 受付件数 1,139件 (1月末現在) [知事就任以来2,490件]

③ 県政の重点施策や県民の関心が高い課題について、各地域で職員による「出前県庁しごと談義」を開催する。(約130テーマを予定、18年度：132テーマ)

※18年度実績 58箇所で実施済み 約1,900人の県民が参加(1月末現在)

④ 富山県県民意見募集手続き実施要綱(パブリックコメント)により、条例の制定・改廃、各種計画の策定などの際に、県民から意見を募集し、県政に反映する。

※18年度実績 「県民が支えるとやまの森づくり」、「医療費助成制度のあり方」、「越中料理のブランド化」、「新しい総合計画」等16件を実施(1月末現在)

### (3) 県民との協働

① NPO法人の設立講習会の開催、総務・経理等の事務を支援するなど、ボランティアやNPOが活動しやすい環境づくりを進める。

② NPOと行政が協働で実施する「とやま夢づくり協働事業」を行うなど、公的分野におけるボランティアやNPOとの協働を推進する。

### (4) 地方分権の推進

① 地方団体の自主性や自立性を高め、住民の意思が反映されやすい仕組みを作り、自立と支え合いの地域社会を再構築するため、全国知事会などの地方六団体のもとに連携を強化し、国と地方の役割分担の明確化、地方の自立に向けた適切な行財政措置の確立など、真の地方分権改革の実現に努める。

② 市町村への権限移譲については、推進会議の第三次提言の趣旨を最大限尊重し、「住民に身近な行政は、市町村が担任する。」という考え方を基本として、住民の利便性の向上等に資する事務について、引き続き市町村に積極的に移譲を進めていく。

※ 19年度に移譲予定(4項目、23の事務権限を移譲)

- ・鳥獣保護法に基づく、ニホンザル、イノシシなど有害鳥獣捕獲の許可
- ・毒物及び劇物取締法に基づく、特定毒物使用者、実施指導員の指定、指定証の交付
- ・医療法に基づく、病院等の医療に関する情報の報告、社会医療法人の認定申請等に係る経由事務
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく、路外駐車場管理者等からの届出の受理等

(19年1月末で928の事務権限を移譲済み)